

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

平成 27. 7. 28 第 189 回国会第 7 号

7 月 28 日（火）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第 11 号）

- ・発議者参議院議員鶴保庸介君（自民）から提案理由の説明を聴取しました。
- ・発議者参議院議員鶴保庸介君（自民）、岡田直樹君（自民）、清水貴之君（維新）、山田太郎君（元気）、中野正志君（次代）及び荒井広幸君（改革）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・穀田恵二君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、維新 反対－民主、公明、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

宮崎政久君（自民）

- ・本改正案により一票の較差が最大 4.75 倍から 2.97 倍に縮小されるが、較差是正を 3 倍未満で行うことの合理性について、法案発議者に伺いたい。
- ・自由民主党の憲法改正推進本部は、改選ごとに全ての都道府県から少なくとも 1 名は代表を選出することを憲法改正草案に盛り込むこととしているが、今後の参議院選挙制度の見直しにおいて、憲法改正も含めた選挙制度改革をどのような形で視野に入れているのか、自由民主党の法案発議者の見解を伺いたい。

佐藤茂樹君（公明）

- ・憲法の定める投票価値の平等の要請に応えるためには最大較差は何倍まで許容されると考えるのか、自由民主党の法案発議者の見解を伺いたい。
- ・維新の党は、参議院選挙制度協議会において一票の較差は 2 倍以内におさめるべきであると主張していたことからすれば、最大較差が 3 倍程度となる本改正案は踏み込み不足で不十分ではないのか、維新の党の法案発議者の見解を伺いたい。

黒岩宇洋君（民主）

- ・本改正案は、平成 24 年成立の公職選挙法一部改正法（参議院の定数は正（4 増 4 減））の附則第 3 項に明記された「抜本的な見直し」に当たると理解しているのか、自由民主党の法案発議者に確認したい。
- ・本改正案について、参議院において、委員会の審査省略要求の申し出が行われ、各会派の合意形成の機会となる委員会の審議が省略された責任の一端は自由民主

党にあると考えるが、自由民主党の法案発議者の見解を伺いたい。

- ・自公連立政権の下で、今回初めて自由民主党と公明党が別々の法案を提出することになったが、法案提出前に与党間の調整をできなかった理由を自由民主党の法案発議者に伺いたい。

浦野靖人君（維新）

- ・本改正案について、参議院において、委員会審査が行われなかったことについてどのように思うのか、また、今後の参議院選挙制度の抜本改革の審議の際も今回と同様に委員会審査を行わないこととするのか、各会派の法案発議者に伺いたい。

塩川鉄也君（共産）

- ・本改正案について、参議院において、委員会の審査が省略されたことは、参議院創設以来初めてとなる選挙区の合区を行う大改革にふさわしい審議といえるのか、自由民主党の法案発議者の見解を伺いたい。
- ・改選定数 1 の選挙区が増加するというのでは、都道府県単位の選挙区選挙は民意を鏡のように反映できない制度にならざるを得ないと思うが、法案発議者の見解を伺いたい。
- ・かつて西岡元参議院議長が提示したブロック単位の比例代表選挙という私案は、最高裁の判決にある都道府県単位の選挙区選挙の仕組みの見直しのたたき台になり得ると考えるが、法案発議者の見解を伺いたい。